

平成27年10月1日

大使館からのお知らせ
(マラウイ入国時：査証料金の徴収開始)

在マラウイ日本国大使館

マラウイ政府は本年10月1日から、外国人の入国に際しての査証（VISA）料金の徴収を開始致しました。

1 日本人がマラウイへ入国する際、今まで短期滞在査証（30日）の料金は免除されていましたが、本年10月1日以降は全ての国（一部免除国有）から一律の料金が徴収されます。

また、駐日マラウイ大使館を含む全ての在外公館で取得する査証料金と、マラウイ入国時に直接査証を取得した場合に、料金の違いがありますのでお間違えの無いようお願い致します。各料金については以下のとおりになります。

入国時取得・・・在外公館取得

- (1) 一次入国査証（3ヶ月滞在可能）・・・75 US\$・・・100 US\$
- (2) 数次入国査証（6ヶ月滞在可能）・・・150 US\$・・・220 US\$
- (3) 数次入国査証（12ヶ月滞在可能）・・・250 US\$・・・300 US\$
- (4) 通過査証（7日間有効）・・・50 US\$・・・70 US\$

2 既にマラウイ国内において長期滞在許可（就労、永住許可等）を取得している方が、滞在許可の期間内にマラウイに戻られた際には料金の徴収はありません。

また、外交旅券・公用旅券所持者（一般旅券の公用業務含む）の入国であっても、事前に査証を取得していなければ、査証料金を徴収される可能性がありますので、マラウイ訪問を予定されている方は、入国時の無用のトラブルを防止するためにも、日本の駐日マラウイ大使館において、長期滞在査証（VISA）または、公用目的の訪問である旨を明記した大使館からのレターを必ず取得するようにお願い致します。

駐日マラウイ大使館ホームページ <http://www.malawiembassy.org/jp/>

（10月1日現在、同サイトに入国査証に関する情報の掲載はまだありません）

3 査証を事前に取得していなかった場合であっても、マラウイ入国時の空港及び陸路入国時の国境においては、査証を取得することが可能です。日本を出国する際に、チェックインカウンター等で査証の有無を指摘された場合には、必ずその旨を

伝えて頂くようお願い致します。

なお、書類の提示を求められた際には、以下のサイトに「マラウイ国内で取得することが可能である」旨の記載がありますので、書類をしっかりと提示して頂き、くれぐれも飛行機に搭乗が出来なかった等のトラブルに巻き込まれないようお願い申し上げます。

マラウイ政府プレスリリース

<http://www.immigration.gov.mw/Documents/PRESS%20STATEMENT.pdf>

大使館連絡先（領事班） +265-1-773-529

以上